

業 務 等 質 問 回 答 書

広報・共創推進課

質問提出日：令和6年4月3日

質 問 内 容	・提案書の提出後、取り下げは可能でしょうか。
---------	------------------------

回答日：令和6年4月5日

回 答	・事業として選定されるまでは取り下げは可能です。なお、提案の取り下げを行う場合は、できるだけ、募集後に行う提案内容のヒアリングの際までにお申し出いただきますようお願いいたします。
-----	---